

著作権法（日本のサイトに対する国際裁判管轄権の認定基準）

【書誌事項】

当事者：A 氏（被上告人、原審 A 社、著作権者） vs B 社（上告人、原審 B 社）

判断主体：最高法院

事件番号：108 年度台抗字第 256 号

言渡し日：2019 年 4 月 10 日

事件の経過：上告棄却。第三審の訴訟費用は上告人の負担とする。

【判決概要】

権利侵害被疑者がインターネット取引の主要な市場が台湾であることを明らかに知っていたまたは予見でき、著作権侵害被疑品の商品が台湾に販売された時、台湾の裁判所は国際管轄権を有する。

【事実関係】

1. A 氏は、B 社が A 氏の同意を得ずに日本の公式サイト及び日本の実店舗で A 氏の所有する著作権にかかる商品を販売していたうえ、B 社の公式サイトにおいて海外販売及び日本の通販商品の代理購入サイトのリンクが設定されていたと主張した。智慧財産法院での第一審は、台湾の裁判所には本件の国際裁判管轄権がなく、また事件を移送する裁定ができないとして A 氏の訴えを棄却した。
2. A 氏はこれを不服として控訴を提起した。智慧財産法院での第二審において、台湾の裁判所は本件涉外民事事件について国際裁判管轄権を有すると認定された。B 社はこれを不服として最高裁判所へ上告を提起した。

【判決内容】

1. 智慧財産法院での第一審は、台湾の裁判所には本件の国際裁判管轄権がなく、また事件を移送する裁定ができないとして、民法第 249 条第 1 項第 2 号の規定により A 氏の訴えを棄却した。智慧財産法院第二審では、B 社の公式サイトのリンク先には、左上にその会社の英語名称があるほか、ウェブページの各処に B 社の会社名が記載されている。そのうえ、A 氏が B 社の公式サイトのリンク先から購入した係争侵害被疑品には、B 社が発行者であると記載されている。

2. このほか、B社は有名かつ規模の大きな雑貨を扱う会社であり、同社が経営するサイトはこの分野の利用者から好評を得ている。日本の通販商品の代理購入サイトはB社のウェブページが目立つ場所にレイアウトされており、中国語の標記がされていることから、B社はインターネット取引の主要な市場が台湾であることを明らかに知っていた、または少なくとも予見できたはずであり、A氏はB社が係争権利侵害被疑品を台湾に販売したと主張しており、台湾も本件の権利侵害行為の結果発生地であることから、台湾の裁判所は本件涉外民事事件について国際管轄権を有することに誤りはない。第一審ではA氏の訴えを棄却したが、これは妥当ではなく、第二審が第一審の決定を破棄したことは、法に照らして誤りはない。

【専門家からのアドバイス】

1. 本件は主に、日本の公式サイトウェブページ情報の目立つ場所に日本の通販商品の代理購入サイトのリンクがあり、そのリンクには中国語で「*海外的顧客*、該商品的海外購買請按這裡（海外のお客様へ、この商品を海外から購入する場合はここをクリックしてください）」と表示されていたため、最高裁判所は、この掲載内容をもとにB社が台湾をインターネット取引の主要な市場としていたと認定することができ、この方法を通じて権利侵害被疑品が台湾に流通していたとして、台湾の裁判所は本件についての国際管轄権があると認定した。
2. 日本国内を主な販売先としているものの、当該業者が台湾も主要な販売先としていと認定されたことにより、当該ウェブページを介する権利侵害疑義品を台湾に流通させた行為について、台湾の裁判所が管轄権を取得することを認めたもの。台湾を主要な販売先と判断された理由として、海外消費者向け代理購入に関するリンクをはっきりと中国語で独立して掲載して提供していたことなどが挙げられている。